

令和4年度における公益法人への会費等の支出状況

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本腎臓財団	3010005017779	年会費	150,000	A会員:50,000 B会員:25,000 個人会員:10,000	令和4年 9月26日 10月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本中毒情報センター	6050005010703	年会費	210,000	団体会員:100,000 個人会員:10,000	令和4年 4月 1日 4月15日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人日本訪問看護財団	5011005003775	年会費	130,000	特別団体会員 入会金:30,000 年会費:20,000	令和4年 4月 1日 8月31日 令和5年 3月22日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人全国老人保健施設協会	2010405009773	年会費	2,341,000	50,000 + α (入所定員割) ($\alpha = 1$ 床あたり500)	令和4年 4月 4日 4月 6日 4月 8日 4月 9日 4月12日 4月13日 4月15日 4月20日 5月12日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人日本医師会	5010005004635	年会費	2,366,000	A①会員:126,000 A②B会員:68,000 30歳以下:39,000 A②C会員:21,000 B会員:28,000	令和4年 4月28日 5月 1日 5月17日 5月20日 5月24日 5月31日 6月29日 6月30日 8月 1日 8月19日 8月31日 9月12日 9月29日 9月30日 10月31日 11月22日 12月 1日 12月20日 12月21日 12月27日 12月28日 令和5年 1月20日 1月25日 1月30日 1月31日 2月17日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定

厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本医師会	5010005004635	臨床検査精度管 理調査	2,862,000	参加費用:53,000	令和4年 5月18日 5月19日 5月20日 5月27日 5月31日 6月2日 6月10日 6月17日 6月20日 6月30日 7月22日 7月28日 7月29日 9月20日 12月28日 令和5年 2月27日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本産婦人科医会	5011105004814	年会費	277,000	正会員:18,000 入会費:1,000	令和4年 6月30日 7月29日 8月29日 8月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本歯科医師会	2010005004051	年会費	107,500	正会員(第一 種):38,000 正会員(第二 種):19,000 準会員(第三 種):12,500	令和4年 4月28日 4月30日 5月30日 5月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本小児科学会	5010005018346	年会費	100,000	一人当たり 年額:10,000	令和4年 6月30日 令和5年 2月28日 3月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本人間ドック学会	8010005008609	年会費	1,185,000	学会年会費 A(医師):10,000 B(医師以外):6,000 C(施設):30,000 実施指定年会費 入会年:100,000 会費:5,000	令和4年 4月15日 4月20日 4月21日 4月27日 4月28日 5月12日 5月16日 5月20日 5月30日 5月31日 6月27日 6月29日 6月30日 7月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本臓器移植ネット ワーク	3010405001069	年会費	700,000	団体会員:100,000 個人会員:4,000	令和4年 4月11日 4月28日 5月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本麻酔科学会	1140005005384	年会費	126,000	一人当たり 年会費:18,000	令和4年 6月30日 11月30日 令和5年 1月31日 2月28日 3月31日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定

厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	産科医療 補償制度	48,732,000	—	令和4年 4月27日 4月28日 5月27日 5月31日 6月27日 6月30日 7月27日 7月29日 8月29日 8月31日 9月27日 9月30日 10月27日 10月31日 11月28日 11月30日 12月27日 12月28日 令和5年 1月27日 1月31日 2月27日 2月28日 3月27日 3月31日	—	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	病院機能評価料 申込金	14,022,000	—	令和4年 4月18日 6月13日 7月20日 7月22日 8月12日 8月31日 9月30日 10月17日 10月31日 11月30日 12月 5日 令和5年 2月10日 2月27日 2月28日	—	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	年会費	1,080,000	一口：60,000	令和4年 4月 5日 4月11日 4月15日 4月18日 4月20日 4月28日 9月30日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	研修参加費	189,000	—	令和4年 6月10日 10月25日 11月 4日 11月18日 12月20日 令和5年 3月29日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	図書購入	106,700	—	令和4年 4月 8日 7月29日 8月31日 11月30日 令和5年 2月15日	医療の質の向上及び地域 医療連携の促進に係る医 療情報収集に必要なため	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。